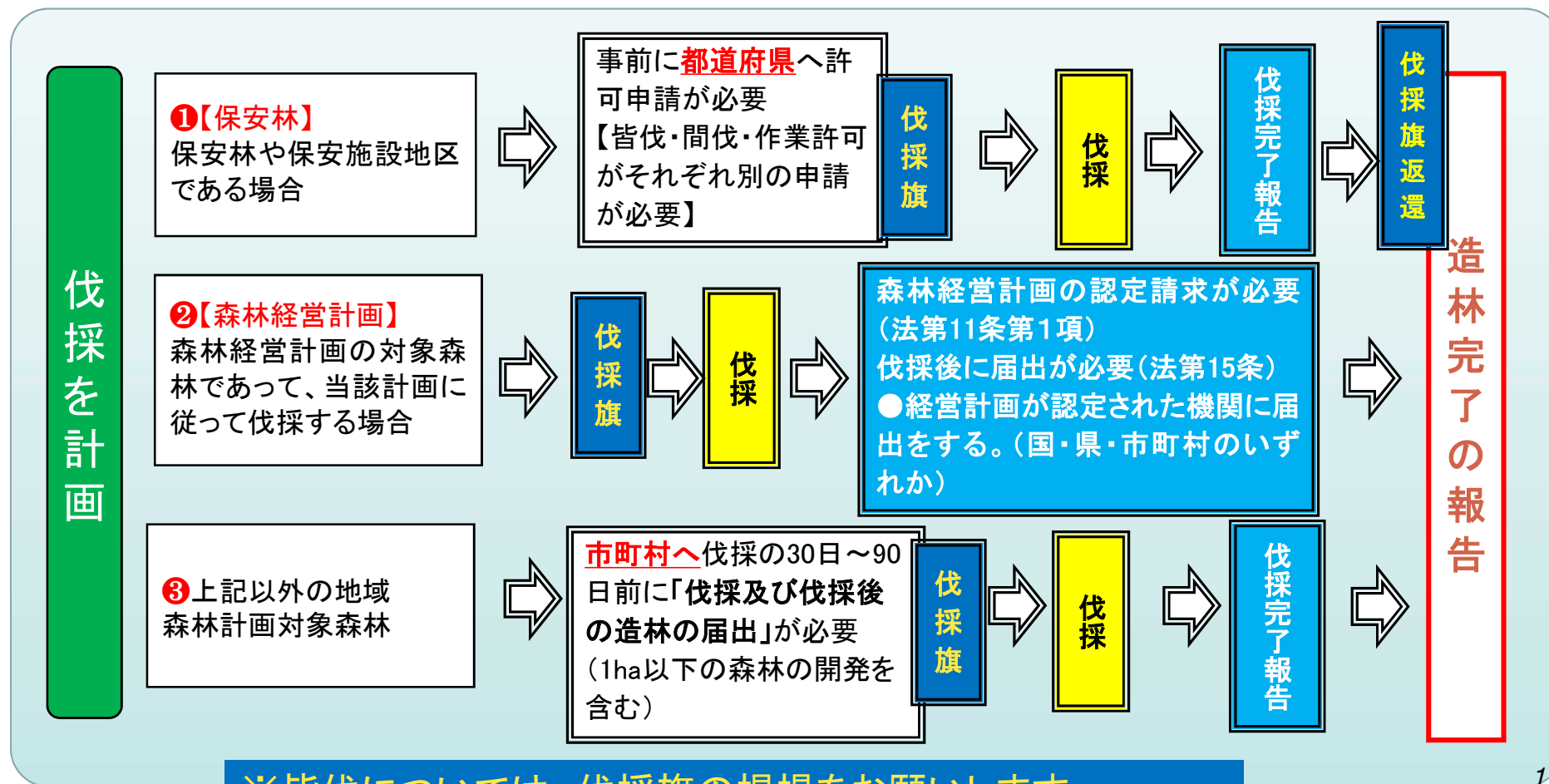


伐採の届出等について

地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合、森林区域や目的別に伐採の届や許可が必要となります。伐採後に造林等により更新を行った時は造林の報告が必要です。伐採旗は、皆伐時に交付されます。



※皆伐については、伐採旗の掲揚をお願いします。

①伐採旗について 「保安林」

県振興局へ伐採許可申請を提出して、許可書とあわせて交付する。

●主伐:2月、6月、9月、12月に申請

伐採・造林:完了後30日以内に提出

※間伐・作業許可は、保安林関係の説明を参照ください。

保安林の伐採等に関する 大分県のホームページURL
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16200/hoanrinkyoka.html>



②伐採旗について 「森林経営計画森林」

森林経営計画森林は、伐採届は事後でよいが、伐採旗は、事前に市町村へ申請し交付を受ける。(県認定は、県へ申請)

伐採面積が「1ha以上」の箇所に交付する。

●伐採・造林の届出を4月・6月・11月・1月の10日までに提出する。



③伐採旗について (①②以外の森林)

市町村へ「伐採届」を提出し、適合通知とあわせて交付される。

伐採面積が「1ha以上」の箇所に交付する。

●伐採:90~30日前/造林:30日以内



The image shows a blue rectangular form for a logging permit application. At the top left, there is a white box for the '番号' (Number). At the top right, there is a white box for the '届出者' (Applicant). In the center, the large white Japanese character '届' (Ichi) is written inside a white circle. At the bottom, there is a white box for the '市町村名' (Municipality Name).

伐採届、伐採許可申請等の様式

大分県のホームページURL

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16200/hoanrinkyoka.html>

【大分県のホームページで「大分県伐採届」で検索してください。】

伐採旗に関する 取り扱い事項

1 伐採旗の掲揚場所

伐採旗は、伐採を行う施行地で周囲から分かりやすい場所に掲揚する。伐採箇所が許可を受けている箇所である証明をするものです。

2 植栽の完了と伐採旗の掲揚

植栽は、伐採から2年以内、天然更新は、伐採の翌年度から5年以内に更新を行う。更新が完了するまで、伐採旗は掲揚する。

(注意事項)

1 伐採及び植栽完了時の報告をお願いします。

2 伐採届の届出人(申請者)には、伐採者と造林者が異なる場合は、両名の記載をしてください。

土地所有者届出制度

新たに森林所有者になった場合（森林の土地の取得）には、市町村に土地所有者届出が必要です。

※様式や詳細内容は、それぞれの提出先各市町村又は県のHPでご確認ください。

1ha未満の森林の取得(H24から)

新たに森林の土地の所有者となった者

90日以内に届出
(国土利用計画法に基
づく届出をしたときは不
要)

無届 ↓ 虚偽届出

10万円以下
の過料

市町村
(林務担当課)

一定面積以上の土地の取得

・ **売買**による森林の土地の取得

ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は**国土利用計画法に基づく届出**を行わなければならな
いため森林法上の届出は不要

市街化区域 : 2,000m²以上
その他の都市計画区域 : 5,000m²以上
都市計画区域外 : 10,000m²以上

・ **相続**による森林の土地の取得

・ **贈与**による森林の土地の取得

・ 森林の土地を所有している法人を買収(法
人名義の変更を伴うもの)したことによる森林
の土地の取得など、

全ての土地の所有権の移転が対象

契約後2週間
以内に届出

市町村

【お知らせ】

2024年から「相続登記の義務化」が
予定されています。

現状

- 【森林に関する情報】各主体が紙、電子ファイル等で管理(独立、分散)
- 【行政手続き】森林所有者等は手続きや申請の度にデータを入力
- 【行政事務】素材生産量の増加や新制度(森林経営管理制度等)の開始により森林情報を扱う行政事務が増加

課題

- 【森林に関する情報】一元化やデジタル化が進んでいない
- 【行政手続き】オンライン化が進んでおらず、二度手間が多い
- 【行政事務】人員が十分でない市町村や事業体等では、負担増

デジタル化3原則に則った森林クラウドシステムの構築

①デジタルファースト ②ワンスオンリー ③コネクテッド・ワンストップ

- 【背景】
- ・国 「未来投資戦略2018」「経済財政運営と改革の基本方針2020」
 - ・県 「農林水産業振興計画」「大分県行財政改革推進計画:行政手続の電子化」
 - ・市 「市長会要望(森林管理に関するデータを活用するための統合的なシステムの構築)」

今
後
の
取
組

